

ひろし新聞 140号

平成26年8月15日 発行者：県議会議員 中川 浩 (47歳)



『平和』編

集団的自衛権に反対し、 『平和憲法にノーベル平和賞を』の署名

受付中です。(裏に署名用紙)

今すぐ
記入を!

署名はどなたでも出来ます(未成年・外国籍でも)。代筆もOKです。

FAXでの署名の提出は、2936-8834 に、そのままお送り下さい。
スマホ・インターネットで『憲法 ノーベル賞』と検索すれば、署名できます。

集団的自衛権は、閣議決定だけでは行使できず、
今後法律を制定しなければなりません。
集団的自衛権が法制化されていく事により、
最も怖いのは、日本がテロの標的になる事です。



解釈改憲の【違憲訴訟】を起こすべく、
三重県松坂市長(右)の呼びかけで、
全国議員の会『ピースウィング』が設立。

事務所開設

マルエツさんの通りに私の事務所を設けました
(高柳会計さんの向かい)。『署名受付所』の大きなポスターが目印です。選挙の有無に関係なく、常設しておりますので、署名をお届け頂ければ幸いです(郵送でも)。

毎日新聞 7月18日 三重県版

集団的自衛権

松坂市長が市民団体

「容認反対」訴え 議員の会も発足

憲法解釈の変更で集団的自衛権の行使を容認する閣議決定について、違憲確認を求めて国を提訴する意向を示している松坂市の山中光茂市長は17日、同市

議論する予定だ。山中市長は閣議決定について「暴挙で憲法違反。これを許せば憲法の位置づけを行政府が判断できることになりかねず、立憲主義の危機だ」と改めて批判し、提訴については、賛同者らと時期などの協議を進めるとした。また、市長の元に

は電子メールや手紙などが1万件以上寄せられ、大半が考えに賛同する内容だったという。賛同議員による「議員の会」も発足し、17日現在、松坂市議5人のほか、2府8県の市議や県議、元議員ら40人が名を連ねた。会見には県内外の地方議員や市民計約40人も出席。埼玉県議の中川浩氏は「関東圏でも輪を広げたい」と語り、松坂市西町の自営業、坂田和章さん(71)は「何かしたくて参加した。全国に向けて活動を発信していく」と話していた。

【谷口拓未】

『秘密保護法』と『集団的自衛権』はセット

秘密保護法が制定された時も、集団的自衛権が閣議決定された時も、私は県議会の各会派に呼びかけ、3つの会派合同の抗議活動を行いました。(朝日・毎日・東京新聞に掲載)

去る7月11日、埼玉県議会自民党から『憲法改正案の早期作成を求める意見書』案が提案され、可決されました(民主・公明・共産・社民が反対。自民・刷新・無所属議員合計62人が賛成)。同日、『集団的自衛権の行使容認に関する慎重な検討を求める意見書』案を提案しましたが、否決されました。

三重県松坂市長の呼びかけで、解釈改憲の違憲訴訟を起こす事を視野に、全国組織の議員の会が設立。私もメンバーとして活動しています。

埼玉県内の高校生の思い

「今の日本の政治はどうかしてしまったのか。当時の人々が戦争の辛さを知らせるために憲法を作ったのに、それを知らない人が変えようとしている。政府は色々言っているけど、もし戦争が起きても、どうせ自分たちは戦場に行かない。代わりに今の中高生たちが危険にさらされる事になるだろう。それなのに私たちは選挙権を持たないから反論できない」。

元自衛官の思い

「私は元自衛官で、防空ミサイル部隊にいました。集団的自衛権とは、日本を守るものではないのです。『売られた喧嘩に正当防衛で対抗する』事ではなく、『売られてもいない他人の喧嘩に飛び込んでいく』という事なのです。自衛隊の仕事は日本を守る事です。見も知らぬ国へ行って殺し殺される事が仕事ではありません。この国の主人公は内閣ではありません。国民なのです。だから一緒に考えて下さい。戦後69年も続いた平和を、崩されたくありません。」

【集団的自衛権が認められない理由】

日本は今、防衛問題ばかりを主に議論してられる程、国民生活は安定しているでしょうか？
たとえば、国民年金保険料の納付率は59%です。超高齢社会を目前に国民の今後の生活が破たんしかけています。他にも皆さんがご感じの重要な内政問題はいくらでもあると思います。

安倍内閣や自民党国会議員、そして原稿を書いている官僚は、集団的自衛権の閣議決定の中で、憲法第99条『憲法擁護義務』に違反しているのではないのでしょうか。

第99条 大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

また、内閣法第5条で、憲法改正は、内閣の提案すべき事項ではない。憲法を批判し、憲法を検討して、憲法を変えるような提案をする事は、内閣には何ら権限がない事は、明確だとされています。

自民党政策調査会の『「政治主導」の在り方検証・検討PT』が2009年にまとめた文書には、「憲法は、主権者である国民が政府・国会の権限を制限する為の法であるという性格を持ち、その解釈が政治的恣意(しい)によって安易に変更される事は、国民主権の基本原則の観点から許されない」と書いてあります。

他国の紛争に武力行使しようとするれば、自国でどんな言い訳をしようと、相手からは敵と見なされ、小人数でも、テロは起こされます。世界一の軍事大国 アメリカですら、テロを防げておらず、ヨーロッパ諸国も同様に、テロに遭っています。

日本国内でテロリストに狙われて困るのは、たとえば原発、新幹線など。原発が狙われたら、それこそよっぽど、この国の存亡に関わります。テロから原発を守ろうという対策は取られていません。集団的自衛権を考えるなら、リスクとコストも考えるべきです。(イスラエルでは先月、原子力施設を狙い、ロケット弾が撃たれました。日本では、原発が攻撃を受けた時の被害予測を外務省が1984年に秘密裏に作成しています)

日本が集団的自衛権を容認したらどうなるか。参考となる事例は、アメリカの同盟国ながら、イラク開戦に反対したフランスです。当時、アメリカ政権幹部らは、フランスを「サダム・フセインの友人」となじり、「イラク復興からフランス企業をはずす」と脅す。米有力紙がフランスを「米国の敵」と書く。イギリス紙はパリで「自分の大統領が恥ずかしくないのか」という新聞をばらまきました。行使容認が最終決定されて、日本は欧米からの“弱虫”“無責任”論に耐え、今後常に冷静な判断が出来るとは言いきれません。

日本が集団的自衛権を行使して他国に発砲した時、その場所だけで紛争が納まるとも、誰も言いきれません。
「石油が入って来なくなったら」と脅しのように集団的自衛権論が言われていますが、石油の備蓄量は、日本は162日分、中国は推定20日分、インドも十数日分との事。日本の前に困る国が多く、国際議論に必ずなり、集団的自衛権行使は考えられません。

日本と中国・韓国との関係は世界で、よくあるいさかいで、領有権問題は、世界で珍しくありません。ドイツ・イギリス・スペイン・ポーランドはいずれも同盟国・友好国ですが、領土紛争があります。領土問題を抱えているから仲良く出来ないという事は無い。仲良く出来ないのは、領土問題を利用して対立を作り出す者がいるからです。日本と中国の経済関係で言えば、日本が一番輸入している国は中国(輸入全体の21.7%)で、輸出で2番なのが中国(18.1%)。これは米中関係も同様です。こぜり合いはあっても、戦争を起こせる状況ではありません。

集団的自衛権の報道を見て、日本の今後を不安視し、【ますます少子化になる】と言う声を市民の方から伺っております。今の日本の政治は、『権力重視』に戻っており、またそれが強まっているように感じます。

集団的自衛権を、国民の60%が反対。20代、30代は69.7%が反対との事。次の世代にも、平和な世の中を、受けついでいきましょう。

中川ひろしホームページ

集団的自衛権について、これより詳しくHPに掲載。ぜひ1度ご覧下さい。

献血・骨髄バンク登録会

ご意見・ご相談などは↓こちらへ

電話 090-3310-9234

FAX 2958-8643

http://hiroshinakagawa.jp/

←ひろしの毎日の活動・発言を公開中。写真を多数使用し、分かりやすく説明。

8月20日(水)9時半～4時 狭山市役所 (11時45分～1時 昼休み。受付は3時半まで)

県議会 民主党・無所属の会

県議会議員 中川ひろし

kids-dream@docomo.ne.jp hnkgw@nifty.com

〒350-1306 狭山市富士見1-3-6クレアメゾン601



ひろしアドレス

世界各国に平和憲法を広めるために、日本国憲法、特に第9条、を保持している日本国民にノーベル平和賞を授与してください

" To spread a pacifist constitution in all the countries of the world, please award the Nobel Peace Prize to the Japanese citizens who have continued maintaining this pacifist constitution, Article 9 in particular, up until present.

ノルウェー・ノーベル委員会 御中
日本国憲法は前文からはじまり 特に第9条により 徹底した戦争の放棄を定めた国際平和主義の憲法です。特に 第9条は、戦後、日本国が戦争をできないように日本国政府に歯止めをかける大切な働きをしています。そして、この日本国憲法第9条の存在は、日本のみならず、世界平和実現の希望です。しかし、今、この日本国憲法が改憲の危機にさらされています。
世界各国に平和憲法を広めるために、どうか、この尊い平和主義の日本国憲法、特に第9条、を今まで保持している日本国民にノーベル平和賞を授与してください。

To:
The Norwegian Nobel Committee : Dear Mr.Thorbjorn Jagland (Chair of the Nobel Committee)

The Japanese Constitution is a pacifist constitution that stipulates renunciation of war in its preamble and notably Article 9. Article 9 in particular has been playing an important role since the end of WWII in preventing the Japanese government from waging war. Article 9 has become the hope of those who aspire for peace in Japan and the world. However, the Japanese Constitution is currently under the threat of being revised.
To spread a peace constitution in all the countries of the world, we request that the Nobel Peace Prize be given to the Japanese citizens who have continued maintaining this pacifist constitution, Article 9 in particular, up until present.

Name (名前)	Address (住所)

呼びかけ団体：「憲法9条にノーベル平和賞を」実行委員会 送り先： 〒252-8799 神奈川県座間市相模が丘1-3 6-3 4 座間郵便局留め 担当：落合正行 宛 *必ず「受取担当者名」をご記入の上、「郵便」をお願いします。 ネット署名： http://chn.ge/1bNX7Hb メール：c.npp4a9@gmail.com 090-9159-5363 (石垣)	取扱い団体 〒350-1308 狭山市中央4-25-4 県議会議員 中川 ひろし事務所 TEL.090-3310-9234 FAX.2936-8834
--	---

*送付先 上記の呼びかけ団体あてに、署名の原本を送ってください。大人も子どもも、世界中の人が署名できます。
*いただいた署名は、ノルウェー・ノーベル委員会に提出する以外の目的では、使用いたしません。
*署名は、ローマ字（又は日本語）をお願いします。

「数は力」です。たくさんの方のお力をお貸し頂きたく、よろしくお願い申し上げます。
書面での署名の提出期限は、8月末。ネット署名は、10月9日まで。

→署名用紙